

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
10月10日
(火曜日)

目 次

- 告示
 - 自然公園法第九条第二項の規定に基づく公園事業の決定（自然保護課）
 - 漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）
 - 道路の位置の指定（建築指導課）
- 公告
 - 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（石の口）換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）



山口県告示第百八十五号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第九条第二項の規定により、北長門海岸国定公園に関する公園事業の一部を決定した。

その概要は、次のとおりである。

事業の位置を表示した図面は、山口県環境生活部自然保護課、山口県萩農林水産事務所及び萩市商工観光部観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

公園名	事業名	位 置	規 模
北長門海岸国定公園	虎ヶ崎園地再整備事業	萩市大字椿東	既設案内標識の改修

山口県告示第百八十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年十月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

区 域	区 分
角島区域	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業

山口県告示第百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年十月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

地 名 及 び 番 地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市潮音町六丁目二六〇の七、二六三の二及び二六六・〇の七地先	六・一	三二・七	令和五、二五



(一九三) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（石の口）換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第二項の規定により、

国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区宿井（石の口）換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年十月十日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区宿井（石の口）換地区）換地計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年十月十一日から同月三十日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課